

市民のみなさんへ

国は、新型コロナウイルス感染症の、爆発的な感染拡大や医療崩壊を防ぐため、令和2年4月7日に「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言」を7都府県に発出しました。その後、4月16日に緊急事態宣言は区域を拡大し全国に発出され、北海道は特に重点的な感染拡大防止の取り組みが必要であるとして、「特定警戒都道府県」と位置づけられました。

緊急事態宣言が発出されて以降、外出自粛をはじめ、休業要請へのご協力、施設の休館や小・中学校の臨時休業など、市民のみなさまや事業者のみなさまの多大なるご理解とご協力に心から感謝を申し上げます。

緊急事態宣言は5月25日に解除されましたが、まだまだ新型コロナウイルス感染症が収束した訳ではありません。気を緩めると、これまでの努力が無駄になってしまいます。

市民のみなさまにおかれましては、人と人の距離の確保やマスクの着用、うがいや手洗い、咳エチケットの励行などの基本的な感染防止対策を図り、「3つの密」を避けるなど「新しい生活様式」の実践に心がけていただきますようお願いいたします。

本市では、感染防止対策を徹底する中で、休館としていた公民館や体育施設など市が所有する施設を5月25日に再開しました。一部の事業者におかれましては、未だ休業要請が行われている状況ではありますが、感染拡大防止のため引き続きご理解とご協力を賜りたいと存じます。

深川市としましては、今後とも感染拡大防止対策を最優先に、社会経済活動との両立を図りながら、少しずつ普段の生活を取り戻せるよう取り組んでまいりますとともに、生活や事業活動等で影響を受けたみなさまに対し、必要な支援をしてまいりたいと考えておりますので、より一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

令和2年5月26日

深川市長 山下 貴史